

令和8年2月27日(金)
15:30～16:40
朝霞市立朝霞第一小学校
2階 なでしこ会議室

朝霞市立朝霞第一小学校 令和7年度第4回学校運営協議会

次第

- 1 あいさつ
- 2 これまでの学校経営について
- 3 学校評価について
- 4 協議及び懇談
- 5 その他

今年度の予定

- | | |
|-----|-----------------|
| 第1回 | 4月24日(木) |
| 第2回 | 6月7日(土) |
| 第3回 | 11月28日(金) |
| 第4回 | 2月27日(金) 15:30～ |
| 第5回 | 3月17日(火) 15:30～ |

学校評価(共通項目)評価書

朝霞市立朝霞第一小学校

柱	No	評価項目	自己評価	自己評価の説明及び学校の考え	関係者評価	学校関係者評価者の説明
学校の組織運営	1	学校は学校教育目標を達成することをめざして、校務分掌などを活用しながら組織的に教育活動に取り組んでいる。(学力向上、体力向上、生活指導等)	A	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の目指す学校像の具現化に向け、教職員一人一人が観点を具体的に絞り込んで目標を設定し、教師力の向上を目指すことで、総体的な組織力を向上させることができた。 ・各分掌において、学校評価を生かし、次年度への改善へ向け策を講じ、教育活動を行ったことにより、教育目標の具現化へ向け進むことができた。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケート項目①⑬⑭評価、保護者アンケート項目①②⑦⑧評価、教職員事故①を参考にさせていただきました。その上で学校運営協議会等での情報を考慮し、当方の評価とした。 ・昨年と比べてアンケート項目の全てにおいて、自己評価Aが増えている。校長の経営方針が明確に実施された結果である。 ・それぞれ独自の得意分野を生かし、学校の中で、授業や生徒指導等の様々な教育活動の場面で「チームとして」連携・協働し、成果を上げている。 ・組織的に取り組んでいる様子が見えがえる。 ・学校、学年において教職員が話し合うことで個々の生徒を見、学校としての目標に向けて尽力されていると感じる。 ・学校訪問時に感じる。 ・時代の変化に対応し校長を中心に組織的に取り組んでいる。
	2	学校は、児童が安全に生活できるように努めている。(保健・衛生指導、登下校時、避難訓練、不審者対応等)	A	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回の安全点検を生かし、施設の維持管理を適切に実現すべく、教職員で対策を講じたことにより、内部修繕による維持管理を実現した。 ・不登校対策として、なでしこ教室(SSR)の実施をした。また、教職員との情報交換や専門スタッフ(SC,SSW)及び専門機関等を活用することで、早期発見・早期対応に努めている。 ・登下校については、班長会議・世話人会議を適切に実施し、世話人の方との連携に努め安全指導を実施している。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケート項目⑨⑩⑭評価、保護者アンケート項目①②・自己評価は高値であるが保護者はさらなる安全、とりわけいじめ対策に期待をしている。情報発信が大切であると思われる。 ・事故災害不審者から児童の生命を守るため、安全計画や危機管理マニュアルを策定し、組織的に活動している。 ・定期的に不審者対応や避難訓練等をおこなっており安全に努めているように感じます。 ・いかなる時も“自分を守る”安全な行動がとれるよう日頃の訓練の継続が大切と思う。校外については家庭との連携が必要かと思う。 ・地域や保護者等の連携が一歩は多いと思います。
基礎	3	授業をはじめとする学校における教育活動により、児童は学力において基礎・基本を身に付けている。(読むこと・話すこと・書くこと・計算等)	B	<ul style="list-style-type: none"> ・読書活動を推進するため、南校舎のクラスの返却本の為に返却箱を設置するなど、図書委員会を活用して改善に努めた。 ・全国学力テスト・埼玉県学力・学習状況調査の結果分析をもとにして、児童の学力の課題を明らかにし、対策を講じた。中学年における算数のTT授業や、学習支援員の個別指導により、基礎的学力の定着を推進した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケート項目②③⑤⑮評価、保護者アンケート項目②・教職員自己評価③を参考にさせていただきました。その上で学校運営協議会等での情報を考慮し、評価させていただきました。 ・昨年よりも高値であるが、自己評価Cで少し高い。また保護者児童も積極的な学習への取り組みに課題を感じている。より力を入れる必要がある。 ・単に知識を与えるだけでなく、自ら学び自ら考える力や生きる力を育てている ・現実的に難しいと思いますが、一定数学力を身に付けられていない子どもいらっしゃるのでは。 ・低学年の基礎作りが高学年の学力向上につながるのかと・・・基礎はしっかり身につくようお願いしたいところです。 ・地域とPTAと学校の連携が良くとれており、tetoruを含め情報伝達が早い。 ・授業を見る限り児童はそれぞれの個性に応じて必要なことを身に付けている。

学力の定着	4 学校は児童が学習内容をより理解できるよう、授業改善に努めている。(ICT活用、黒板板書、授業形態等の工夫)	B	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修において「国語」を中心に研修を実施し、低学年・高学年ブロックに分けての授業についての意見交換・参観を重ね、外部講師の方の具体的な確なご指導により、教職員の授業改善や意欲の向上につながった。 ・平和教育や福祉・環境教育、運動会の演目指導においては外部指導者を導入し、体験活動の充実を実現した。地域学校協働活動の充実により次年度も新たな体験活動をさらに展開したい。 ・初任者研修、年次研修、示範授業、校内研修を中心に授業を参観し、具体的な指導・助言を互いに行うことで授業改善に努めている。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケート項目②④評価、保護者アンケート項目⑧・教職員自己評価④を参考にさせていただきました。その上で学校運営協議会等での情報を考慮し、評価させていただきました。 ・児童アンケートでは自主的な取り組みが出来ていないと回答され、保護者もこの点についての期待が大きい。学校はこれらの願いに応える活動が必要である。 ・授業中のプリント配布や回収時間を削減することができ、授業における指導時間をより多くできている ・担当の先生に依存する部分が多いですが、努めている先生が多いと思います。 ・模範となるノートの書き方など、子供たちが目にする所に掲示しており、本人も他の子供たちにもプラスになると思うし、自信にもつながる。 ・先生方の工夫で、児童が意欲的に取り組んでいる。
規律ある態度の育成	5 児童は生活のルールにそって挨拶や言葉遣いなど、学年等にふさわしい基本的な生活習慣を身に付けている。(自分から挨拶、相手を思ったことばかけ)	B	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態には、基本的な生活習慣の定着に個人差はある。それを改善するために、教職員が個別に声をかけ、支援員やサポーターによる支援も行っている。 ・6年生を中心に、他学年に対して優しく声をかける姿があり、学年を意識した言葉かけができる児童も多い。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケート項目⑥⑪⑫評価、保護者アンケート項目⑩・教職員自己評価⑤を参考にさせていただきました。その上で学校運営協議会等での情報を考慮し、評価させていただきました。 ・⑤と⑥について 学校と家庭(地域)と協働した取り組みが欠かせないであろう。学校は若手職員が増加し指導力に課題が考えられる。保護者も規律ある態度に関しては期待が大きい。そして保護者はこれらの課題に対して相談場所求めているようである。合同の研修(家庭教育学級)など体験型の協働した取り組みが有効ではないだろうか。 ・低学年中学年高学年と年相応の言葉遣いができている。 ・もう少し自ら挨拶があると嬉しい。 ・校内を歩いていると元気にあいさつをしてくれるのでうれしく思う。友達に優しく声かけしている女児がいたのは微笑ましく和む。 ・学校訪問時に元気にあいさつをしてくれる子供が多く感じます。先生もそんなので良いと思います。 ・いつも元気に挨拶してくれています。指導の賜物かと思えます。
規律ある態度の育成	6 学校は、児童の実態を踏まえて挨拶や言葉遣いなど、基本的な生活習慣を身に付ける事ができるように工夫をしながら継続的に指導をしている。(児童への働きかけ)	B	<ul style="list-style-type: none"> ・学年をこえて色々な教員が声をかけるようにすることで、児童の意識の変化が見られた。 ・毎月の生活目標についてクラスでの振り返りを実施し、その結果を視覚化することで、生活のルールについての意識付けを行った。 ・「どんな言葉のやり取りがよいのか」「どんな挨拶がよいのか」を教職員が継続的に指導することに加え、児童自身に考えさせる時間を確保することで一人一人の改善は見られる。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケート項目⑪⑫評価、保護者アンケート項目⑩・教職員自己評価⑥を参考にさせていただきました。その上で学校運営協議会等での情報を考慮し、評価させていただきました。 ・あいさつは、年齢問わず他人同士が会って接するとき、最初に投げかけられる言葉や仕草のことである。コミュニケーションの第一歩であることを踏まえて指導されている。 ・学校での指導は伝わってくるものがあるが、家庭や近所(身近な人間)の協力も必要と感じる。 ・学校訪問時に元気にあいさつをしてくれる子供が多く感じます。先生もそんなので良いと思います。 ・いつも元気に挨拶してくれています。指導の賜物かと思えます。
健康・休	7 児童は自分の目標に向かって体育の授業に積極的に参加したり、休み時間に元気に外で遊んだりしている。(休み時間の遊ぶ、体を進んで動かす)	A	<ul style="list-style-type: none"> ・休み時間には多くの児童が、時には学年をまたぎ、率先して外遊びをしている。 ・どの学年の児童も、体育の学習には積極的に参加していた。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケート項目⑦評価、保護者アンケート項目⑨、教職員自己評価⑦を参考にさせていただきました。その上で学校運営協議会等での情報を考慮し、評価させていただきました。 ・児童の評価が高い。職員も共に活動していると感じる。 ・運動会を参観したなかで、児童の健全な育みを感じたから。 ・20分休みやお昼休みの学校の様子を見るに、外で遊んでいる子ども達が多い印象 ・体育や外遊びは授業の内容や季節によって選り好み(?)傾向があるように感じる。体を動かす大切さを学んでほしいと思う。 ・寒い中でも昼休みも、先生と外で走り遊び元気に楽しそうで、体力も向上！こちら運動しようと思えます。 ・体育の授業は積極的に参加しています。休み時間はそれぞれ過ごしているように見えます。

<p>体力向上</p>	<p>8</p> <p>学校は、児童の体力を向上させるために、体育の授業や休み時間を使って計画的な指導を継続している。(運動教室の取組、体育朝会等)</p>	<p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「なわとび」や「マット運動」など、すべての運動教室を開催、実施することができ、児童の体力向上に繋がった。 ・体力テストの結果が大幅に向上した。教職員の体力テストへの熱意、体育部の取組の成果だと思う。 ・教職員による日常的な休み時間の見守り・一緒に遊ぶことにより、児童を外遊びに引き出す一助となった。 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケート項目⑧評価、保護者アンケート項目⑨・教職員自己評価⑧を参考にさせていただきました。その上で学校運営協議会等での情報を考慮し、評価させていただきました。 ・職員のはたらきかけに児童がよく応えた取り組みをしている。 ・運動会を参観したなかで、児童の健全な育みを感じたから ・20分休みやお昼休みに、子どもと一緒に体を動かしている先生が多いように感じる。 ・運動会の組体操は素晴らしかった。上級生の演技を見ることで「次は自分」という気持ちから日常の取り組みが成果となって現われるのではないのでしょうか。 ・寒い中でも昼休みも、先生と外で走り遊び元気に楽しそうで、体力も向上！こちら運動しようと思えます。 ・先生が児童と休み時間も一緒に運動している姿をよく見ます。
	<p>9</p> <p>学校は、学校運営協議会の取組の他にも、PTAやなでしこ応援隊、関係諸団体との連携をすすめている。(様々な支援)</p>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会と教職員との意見交流会を実現できた。 ・学校運営協議会委員・なでしこ応援隊・PTA・ぐらんぱの会の方による学習支援が一層充実し、教職員の教育活動がより安心・安全に進められることを学校として実感できた。 ・PTAによる学期ごとの充実したイベントにより、学年を超えての交流が実現できた。 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケート項目該当なし、保護者アンケート項目③④⑤⑥評価・教職員自己評価⑨を参考にさせていただきました。その上で学校運営協議会等での情報を考慮し、当方の評価させていただきました。 ・PTA、地域団体と協力した取り組みが多く計画実行されている。 ・校長先生を先頭に教頭先生や主任先生を軸とした連携活動が伝わってくる ・学校と保護者や地域との関係性はとても良いと感じます。 ・各団体、それぞれの役割りを課しながら、学校と連携し協力し合っているように感じる。 ・なでしこに参加させて頂いておりますが、学校をはじめ、Pサポさんとも連携も取れて子供達の為に！が強い学校だと思います。 ・PTAやなでしこ応援隊、町内会等と見事に連携している。
<p>連携</p>	<p>10</p> <p>学校との連携を通し、児童の安全確保や健全育成の実現に向けて、保護者や地域がそれぞれの活動に取り組んでいる。(防犯パトロール、学校の見守り等)</p>	<p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に行っているPTA常任委員会に管理職が出席し、学校の現状を毎回情報提供している。 ・tetoruや学校だよりを適切に活用し、地域や保護者にとって有用な情報発信をすることができている。 ・登下校時の安全確保についてはPTA・スクールガードのを中心に保護者、地域の理解や協力を得られている。 ・学校運営協議会委員・なでしこ応援隊・PTA・ぐらんぱの会の方による学習支援の中で、学校を温かく見守っていただいている。 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童アンケート項目該当なし、保護者アンケート項目⑫評価・教職員自己評価⑩を参考にさせていただきました。その上で学校運営協議会等での情報を考慮し、当方の評価とさせていただきます。 ・安全指導の取り組みに対する評価が高い。さらに情報発信をし、安心安全な場を確保されることを望む。 ・犯罪の抑止力となるだけでなく、地域住民との交流を深め、児童の社会性や感謝の心を育てる教育的意義がみられるから。 ・まだまだ出来ることがあると感じています。 ・色々な支援(応援)することで人とのつながりから、顔見知りになり(学校の連携)、校外においての見守りにつながる。 ・なでしこに参加させて頂いておりますが、学校をはじめ、Pサポさんとも連携も取れて子供達の為に！が強い学校だと思います。 ・保護者や地域の方々がそれぞれ見守りや防犯パトロールに取り組んでいる。

注:「自己評価」及び「関係者評価」の欄はA～Dで記入

Aは4点、Bは3点、Cは2点、Dは1点で換算した平均値から、A:3.4以上、B:2.6以上、C:2.0以上、D:2.0未満

**朝霞市立小・中学校教職員の
業務量管理・健康確保措置実施計画
(令和8年度～令和10年度)(案)**

第3期 朝霞市教育振興基本計画
基本理念

豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育

令和8年2月

朝霞市教育委員会



©むさしのフロントあさか

凡例

本計画においては、本文中の「※」印は、巻末に掲載した関連資料の番号を示します。

第6章の各取組の末尾に付したⅠ、Ⅱ、Ⅲ及び番号は、巻末資料3「学校と教師の業務の3分類」における該当分類を示します。

はじめに

近年、学校現場では業務の複雑化・多様化が進み、個別の対応に追われる中で、教職員の長時間勤務が常態化しています。

このような状況は、教職員の心身の健康を脅かすとともに、本来注力すべき教育活動の質の低下を招くおそれがあり、早急な是正が求められているところです。

本市においても、これまで「朝霞市立小・中学校における働き方改革の基本方針」に基づき、業務改善や時間外勤務時間縮減に向けた様々な取組を進めてきました。しかし、依然として時間外在校等時間が月45時間、年360時間を超える教職員の割合は高い水準にあります。

この課題に対応するためには、更なる業務改善と時間外勤務時間の適正化が不可欠です。

加えて、令和7年6月に改正された「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）^{※1・2}（巻末資料）」においては、教職員の時間外勤務について、「平均月30時間以内」とする努力義務が新たに規定されるとともに、教育委員会には、業務量の管理及び健康確保措置に関する計画を策定し、公表することが義務付けられました。

こうした法制度の改正をも踏まえ、本市教育委員会では、教職員一人一人が心身ともに健康で、子どもたちにいきいきと向かい合うことができる教育環境を実現するため、これまで以上に働き方改革を推進してまいります。

あわせて、教職員のウェルビーイングの確保に資する取組を健康確保措置と一体的に進めることで、学校が本来果たすべき「教育の場」としての役割を一層強化してまいります。

本計画は、これまでの「働き方改革基本方針」の成果と課題を継承しつつ、令和7年度改正給特法^{※1・2}により新たに義務付けられた「業務量管理・健康確保措置計画」として策定したものです。

子どもたちの成長と学びを第一に据えるとともに、それを支える学校教職員一人一人の心身の健康と生活の充実を確保することが、教育の質を高める基盤であると考えています。

今後とも、保護者・地域の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、教職員の働き方改革を着実に進め、全ての子どもたちが安心して学べる教育環境の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

朝霞市教育委員会教育長

目次

第1章	計画の位置づけ及び趣旨・期間	1
第2章	本市の現状と前基本方針の評価・検証	2
第3章	本市の課題	5
1	長時間勤務と業務負担の偏在	5
2	業務内容の複雑化と属人化	5
3	部活動・行事の負担	5
4	I C Tの活用不足	6
5	教職員のメンタルヘルスと健康確保	6
第4章	基本方針	7
1	教育の質と健康の両立	7
2	業務量の見える化と適正化	7
3	属人化の解消と組織的対応	7
4	柔軟な働き方の推進	7
5	I C T活用による効率化	7
6	協働と理解の促進	7
7	3分類に基づく業務整理	7
第5章	数値目標と段階計画	8
第6章	業務量管理に関する具体的取組	9
1	校務の効率化・I C Tの活用	9
2	総業務量の削減	9
3	人的支援と体制整備	10
4	業務のローテーションと中核的教員の育成	10
5	授業準備環境の整備	11
6	業務改善への助言体制	11
7	学校運営協議会との連携強化	11
8	通学路の安全確保と地域連携による見守り体制	12
9	保護者対応の強化	12
10	フレックスタイム制の活用	12
11	部活動の適正化・地域展開の検討	13

第7章 健康確保措置に関する具体的取組	15
1 勤務時間の把握・管理	15
2 面談・相談体制	15
3 メンタルヘルス対策	16
4 休暇・意識改革の推進	16
第8章 推進体制と進捗管理（フォローアップ）・評価	17
1 推進体制	17
2 進捗管理	17
3 評価	17
資料	19
資料1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等 の一部を改正する法律の概要	19
資料2 学校と教師の業務の3分類	23
資料3 朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会設置要綱	24
資料4 用語の解説	26

第1章 計画の位置づけ及び趣旨・期間

本計画は、改正給特法^{※1・2}第8条の規定に基づき、教育委員会が策定する「業務量管理・健康確保措置実施計画」です。

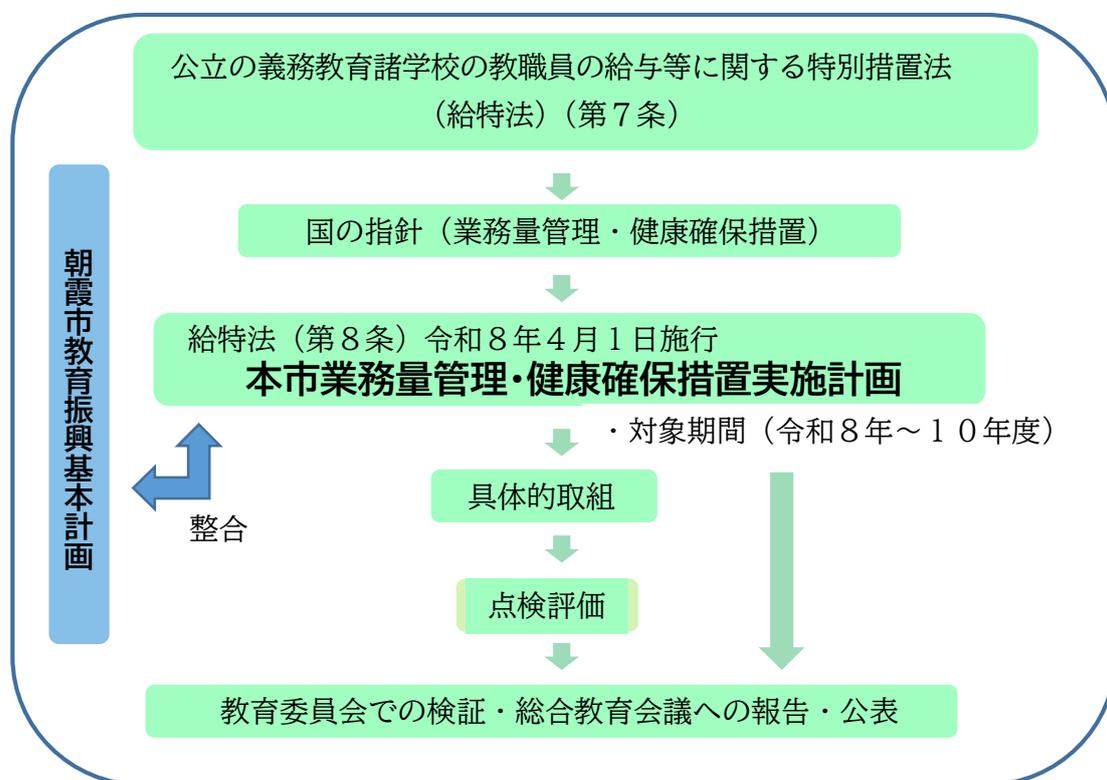
本計画の趣旨は、教職員の長時間勤務の是正と健康保持・増進を両輪として推進し、持続可能な学校運営体制を構築することにあります。

また本計画は、令和7年9月に改定された国の「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「業務量管理・健康確保指針」という。）」を踏まえつつ、本市の実情に応じた具体的な方策を定めています。

計画の対象期間は、第1期計画として令和8年度から令和10年度までの3年間とし、この間に業務量削減や数値目標（45時間以内・360時間以内・30時間努力目標）の達成に向けた具体的取組を段階的に進めます。

あわせて、毎年度実施状況を点検・評価し、必要に応じて見直しを行います。

さらに、計画の進捗状況及び評価結果については、教育委員会において検証を行ったうえで、総合教育会議へ報告するとともに、広く公表することにより、透明性を確保し、市民や関係者との共有を図ります。



第2章 本市の現状と前基本方針の評価・検証

従前の基本方針では、教職員の時間外在校等時間を「月45時間以内」、「年360時間以内」とすることを目標に掲げ、令和6年度末までにその教職員割合を100%とすることを目指して、校務の効率化や業務改善に取り組んでまいりました。

その結果、一定の改善は見られたものの、令和6年度の実績では、下表のとおり、月45時間を超える教職員の割合、年360時間超の教職員の割合ともに、目標の達成には至りませんでした。

依然として長時間勤務が大きな課題であることが見て取れます。

要因としては、繁忙期の業務集中・偏在、ICTの利活用不足、業務の属人化、部活動、行事等の業務量の増大などが挙げられます。

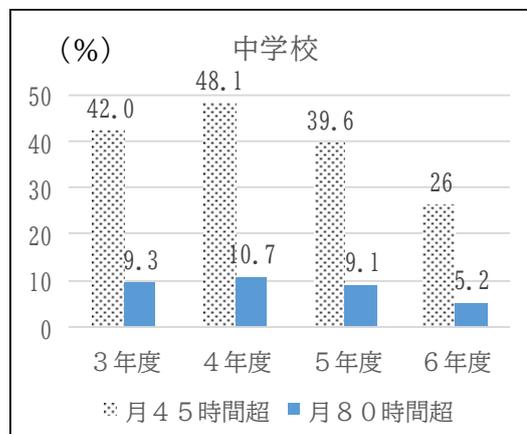
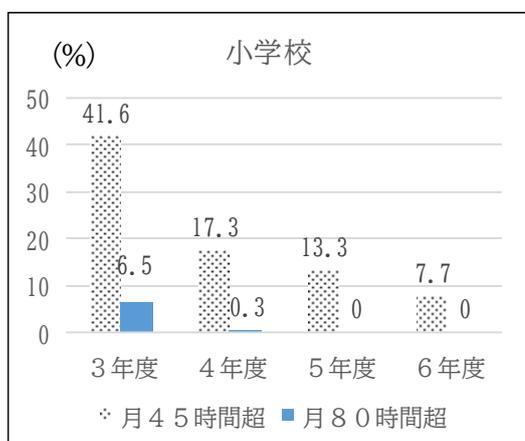
(1) 教職員における時間外在校等時間の状況

①時間外在校等時間が月45時間、80時間超の教職員の割合

単位：％

区分		朝霞市				埼玉県 平均
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度
小学校	月45時間超	41.6	17.3	13.3	7.7	18.4
	月80時間超	6.5	0.3	0.0	0.0	0.3
中学校	月45時間超	42.0	48.1	39.6	26.0	34.2
	月80時間超	9.3	10.7	9.1	5.2	2.5

各年3月実施の埼玉県勤務状況調査より

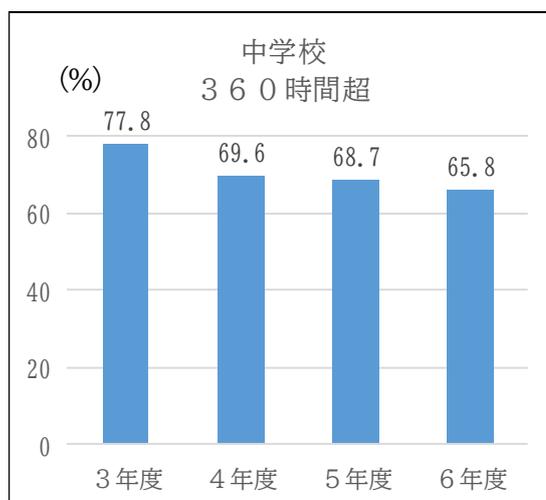
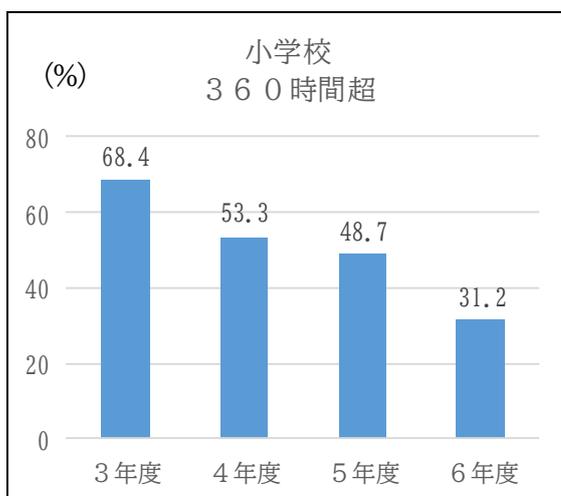


② 1年間の時間外在校等時間が360時間超の教職員の割合

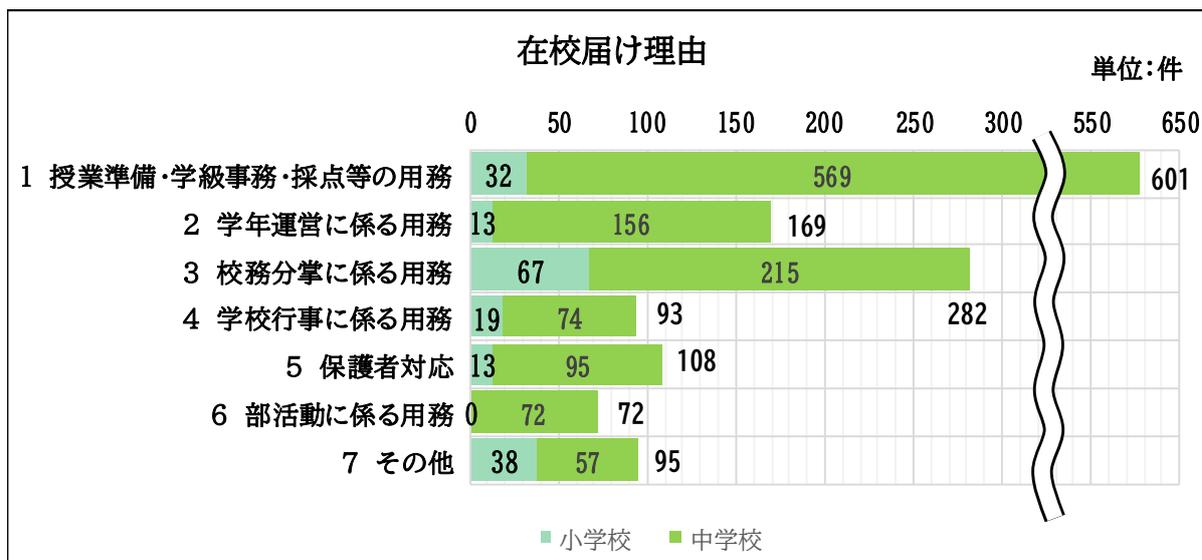
単位：%

区 分	朝霞市				埼玉県内 平均
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度
小学校 360時間超	68.4	53.3	48.7	31.2	47.6
中学校 360時間超	77.8	69.6	68.7	65.8	61.3

各年3月実施の埼玉県勤務状況調査より



③令和6年度 午後8時以降在校届出一覧



令和6年度の届出を集計

本市の勤務実態は、学校種によって傾向が大きく異なります。

小学校では、月45時間超の時間外勤務割合が令和3年度以降着実に減少し、令和6年度は7.7%、80時間超はゼロと改善が進んでいます。

一方、中学校は令和6年度においても月45時間超が26.0%、80時間超が5.2%、さらに年360時間超割合は65%以上と高水準が続き、慢性的な長時間勤務が構造的課題となっています。

特に中学校では、教職員一人一人の努力や献身に依存した働き方からの転換が急務であり、業務量の抜本的見直し、組織的な勤務時間管理、そして計画的な健康確保措置が不可欠です。

また国が示した「学校と教師の業務の3分類^{※4}」に照らすと、本市の学校現場には、学校が担うべき業務以外の「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」が混在している状況が見られます。

これらを適切に整理、移行することが、長時間勤務是正には必須となります。

そのうえで、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」においても着実に見直しをしていかなければなりません。

本市は、これまでの改革で得られた成果と残された課題を直視し、教育委員会、学校、地域が一体となって、実効性のある働き方改革を更に推進していきます。

第3章 本市の課題

第2章の分析を踏まえると、本市における主要な課題は、以下のとおりです。

1 長時間勤務と業務負担の偏在

本市の主要な課題の一つは、教職員の長時間勤務と業務負担の偏在です。

市全体として時間外勤務が依然として高水準にあり、特に中学校では「月45時間超」が26.0%、「月80時間超」が5.2%、「年360時間超」が65.8%と高い水準にあります。

こうした長時間勤務は、心身の健康リスクを高め、教育の質の低下にも直結することから、抜本的な時間削減策が急務です。

授業や学級経営など学校が担うべき業務以外に国が示す3分類^{※4}で言う、「学校以外が担うべき業務」（例：学校徴収金の徴収・管理、保護者等からの過剰な苦情等の学校では対応が困難な事案への対応）、「教師以外が積極的に参画すべき業務」（例：部活動の地域移行対象業務）が依然として学校に残っているほか、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」（例：授業準備）においても効率化が十分に進んでいないことが、大きな負担要因となっています。

2 業務内容の複雑化と属人化

在校理由の届出では、授業準備・採点、校務分掌、学年運営、保護者対応が大きな割合を占め、特定の教員に負担が集中しています。業務の平準化や分担の見直しが進まず、ノウハウの共有不足も属人化を助長しています。

特に、必ずしも学校が担う必要のない業務については、業務削減や外部化によって属人化を解消する余地があります。

3 部活動・行事の負担

部活動の運営は、教職員にとって大きな業務負担となっており、授業準備や児童生徒対応の時間を圧迫しています。

特に中学校では、その負担が顕著であり、授業以外の業務量増大の主要因となっています。

また学校行事の準備や運営も多忙化の一因であり、その必要性や規模の見直しが求められます。これは、学校以外が担うべき業務や教師の業務であっても負担軽減を促進すべき業務の代表例であり、地域移行や規模縮小が不可欠です。

4 ICTの活用不足

校務用の電算システムが一部の業務で導入されているものの、負担軽減や効率化の観点からは十分な効果を発揮していません。

令和7年度からは新たな校務支援システムC4t hが導入されており、システムの活用による負担軽減が期待されます。

5 教職員のメンタルヘルスと健康確保

毎年、心身の健康不調を訴える教職員がいます。

休職や離職は教育活動に大きく影響するため、勤務時間の適正化と併せて、既存の相談体制やメンタルヘルス支援策を周知するなど、利用しやすい環境を整備する必要があります。

これらの課題に対して、業務そのものの見直しと校内組織体制の改革を一体的に進め、属人化を防ぎながら、持続可能な学校運営体制を構築していく必要があります。



第4章 基本方針

本計画の推進にあたり、次の基本方針を定めます。

1 教育の質と健康の両立

児童生徒の学びの質を維持・向上させるとともに、勤務時間の適正化による長時間勤務の是正を図り、教職員の心身の健康を守り、健康確保措置を着実に講じます。

2 業務量の見える化と適正化

校務支援システムにより、勤務時間や業務内容の実態を定期的に把握・分析し、削減可能な業務の見直しを進めます。改正給特法^{※1・2}に基づき、業務量を適切に把握・管理し、必要な健康確保措置を講じる体制を整備します。

3 属人化の解消と組織的対応

業務が特定の職員に集中しないようローテーションや役割分担を行い、組織全体で業務を遂行します。

4 柔軟な働き方の推進

教職員の健康保持と多様な働き方への対応のため、テレワークやフレックスタイム等の制度を適切に活用し、多様な勤務形態を可能にします。

5 ICT活用による効率化

新校務支援システムを積極的に活用し、事務作業の効率化と教育活動の充実に努めます。

6 協働と理解の促進

学校運営協議会、保護者、地域、関係機関との連携を深め、学校現場の取組への理解と協力を求めます。

7 3分類に基づく業務整理

国が示す「学校と教師の業務の3分類^{※4}」を踏まえ、学校が担うべき業務に集中できる体制を整えるため、「学校以外が担うべき業務」は地域・関係機関へ移行し、「教師以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」は廃止または縮減を検討します。特に部活動・行事等については、地域移行や規模縮減を進め負担軽減を図ります。

第5章 数値目標と段階的計画

教職員の時間外在校等時間を月45時間以内、年360時間以内とする者の割合を令和9年度までに100%とし、さらに改正給特法^{※1・2}の趣旨を踏まえ、業務量の進捗管理の観点から、ペース管理指標として、「平均月30時間以内」とする者の割合についても、令和10年度以降100%を目指します。

働き方改革を段階的かつ着実に進めるため以下のとおり数値目標と達成時期を設定します。

時間外在校等時間に関する年次段階別数値目標

①時間外在校等時間1か月45時間以内、1年360時間以内の教職員割合
(文部科学省「業務管理・健康確保指針」に基づく管理指標)

単位：%

指標	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
月45時間以内の教職員の割合	44.7%	63.0%	81.5%	100.0%	100.0%
年360時間以内の教職員の割合	50.6%	67.0%	83.5%	100.0%	100.0%

②教職員一人当たりの平均時間外在校等時間が1か月30時間以内の教職員割合
(改正給特法の努力義務を踏まえた管理指標)

各年12月末日時点(令和6年度は年度末実績)

単位：%

指標	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
月30時間以内の教職員の割合	50.6 %	58.2 %	65.4 %	72.6 %	80.0 %

※月平均30時間以内の指標は、45時間の上限管理とは異なり、年間を通した勤務の平準化を図るための管理指標として設定しています。

第6章 業務量管理に関する具体的取組

本市では、業務量の適切な把握・管理を進めるため、次のような取組みを学校の実情に応じて推進します。これらの取組には既に学校現場で一定の成果をあげている施策も含まれており、引き続きの改善と拡充を図ることで、教職員の業務負担軽減と教育の質の向上を目指します。

また業務量管理の取組をすすめるにあたり、国の3分類^{※4}を基本とし、学校が担うべき業務の効率化、学校以外が積極的に参画すべき業務の移行、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務の廃止・縮減を同時に推進します。

以下の取組はこの3分類^{※4}を踏まえて位置づけられています。

1 校務の効率化・ICTの活用

● 概要

- ・校務の効率化とICTの活用により、教職員の業務時間を削減します。
- ・マニュアル整備やデジタル化を通じて、学習指導や生徒指導などの中核的な業務については、教職員の専門性や経験に依存する部分が多いことを踏まえ、定型的・事務的業務を中心に属人化を防ぎ、誰でも同じ水準で業務を遂行できる体制の構築を図ります。また、新任・異動者の早期業務定着を支援します。

● 具体的取組

- ・校務支援システムを活用し、文書作成、出欠処理を簡略化します。^{※Ⅱ⑥}
- ・成績処理や教材のデジタル化を進め、授業準備の効率化を図ります。^{※Ⅲ⑮⑯}
- ・長期休業期間を中心にテレワークを活用し、柔軟な勤務形態を実現します。^{※Ⅲ}
- ・業務マニュアルやテンプレートを整備し、業務の標準化と属人化防止を図ります。^{※Ⅲ}

2 総業務量の削減

● 概要

- ・教育効果を維持しつつ、行事、会議、研修等の精選により、総業務量を削減します。学校、教育委員会、地域が一体となり、不要な負担の見直しを進めます。

● 具体的取組

- ・学校への送付文書や調査依頼を精選します。^{※Ⅱ⑥}



- ・校内会議は回数と時間を制限し、議題整理や書面報告への代替を進めます。※Ⅲ
- ・教育委員会や関係団体が主催する研修、会議、行事を精選します。※Ⅲ
- ・校長会議や研修はオンライン形式を積極的に活用します。※Ⅲ
- ・学校行事は内容を精選し、地域や保護者の理解を得ながら隔年実施や規模等を検討します。※Ⅲ⑦
- ・学校での現金の取扱いを減らすよう学校徴収金の口座振替等を推進します。※Ⅰ③

3 人的支援と体制整備

● 概要

- ・外部人材の配置と役割分担の明確化により、児童生徒へのきめ細やかな支援を充実させるとともに、教職員の負担軽減を図ります。

● 具体的取組

- ・教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、日本語指導支援員などを配置します。※Ⅲ⑨
また、翻訳・通訳等の支援事業などを活用します。
- ・学校業務アシスタントや障害者会計年度任用職員を活用し、事務負担の軽減を図ります。※Ⅱ⑥Ⅲ⑦
- ・ICT支援員等を配置し、年度更新作業や授業でのICT活用を支援します。※Ⅰ
- ・あさかスクールサポーターや低学年補助教員等、市費職員を配置し、授業支援を行います。※Ⅲ⑨
- ・医療的ケア児に対応するため、看護師等の専門人材を適時配置し、学校・家庭・医療機関が連携した医療的ケア体制を整備します。※Ⅲ⑨。
- ・部活動や授業等で地域の優秀な人材を活用します。※Ⅱ⑬

4 業務のローテーションと中核的教員の育成

● 概要

- ・業務の偏在を防ぎ、計画的な人材育成によりチームで業務を遂行できる体制を構築します。

● 具体的取組

- ・偏在しがちな校務・学年業務を適宜見直し、属人化を防止します。※Ⅲ
- ・主幹教諭、学年主任等の役割を明確化し、計画的に育成することで、業務をチームで遂行できる体制を整備します。※Ⅲ
- ・若手・中堅教員に業務を一部段階的に担わせ、指導的立場を経験させることで、次世代の中核的教員を育成します。※Ⅲ

5 授業準備環境の整備

● 概要

- ・教材・資料の共有化と授業準備方法の標準化により、授業準備時間を削減し、教育の質向上を図ります。さらに、教員の専門性を活かした授業づくりに資せるよう、小学校高学年における教科担任制を活用します。

● 具体的取組

- ・教材、資料をアーカイブ化し、教員間で共有します。これにより、教材研究の属人化を防ぎ、準備時間を短縮します。※Ⅲ⑮
- ・授業準備の共通フォーマット化により、単元計画や教材作成の効率化を図ります。※Ⅲ⑮
- ・小学校高学年においては、学校の実情に応じて教科担任制を活用し、教員の専門性を活かした授業づくりを進めます。※Ⅲ⑮

6 業務改善への助言体制

● 概要

- ・外部の視点を活用して、改善を推進し、好事例を全校で共有することで、業務の質を向上させます。

● 具体的取組

- ・自校外の視点を取り入れることで、現場だけでは気づきにくい改善を進めます。朝霞市教育委員会が主導し、「朝霞市立小・中学校教職員負担軽減検討委員会※³（部会）」を通じて、各校に応じた改善の支援をします。※Ⅲ
- ・各校の好事例を収集し、全校へフィードバックします。※Ⅲ

7 学校運営協議会との連携強化

● 概要

- ・学校評価や業務改善方針を学校運営協議会と共有し、地域の理解と協力を得ながら、負担軽減を図ります。

● 具体的取組

- ・学校評価や業務改善方針を学校運営協議会と共有します。※Ⅰ④
- ・地域行事や支援活動における役割分担を明確化します。※Ⅰ④

8 通学路の安全確保と地域連携による見守り体制

● 概要

- ・教職員の業務負担を軽減するとともに、児童生徒の安全を確保するため、保護者・地域住民・関係機関が連携した見守りを推進します。

● 具体的取組

- ・地域の交通状況や安全面を踏まえ、児童生徒が無理なく安全に登校できるよう、教職員の負担軽減にも配慮しつつ、登校時間を柔軟に見直す取組を進めます。※I⑩
- ・保護者や地域住民による通学路の安全点検や日常的な見守り活動を推進します。※I⑩
- ・教育委員会では、通学路の安全確保のため、危険箇所には交通指導員を配置します。※I⑩

9 保護者対応の強化

● 概要

- ・保護者対応のガイドライン整備と組織的対応により、教職員が一人で抱え込まず、安心して教育活動に集中できる環境を整えます。

● 具体的取組

- ・保護者対応ガイドラインを策定し、管理職主導の対応体制を強化します。※I⑤
- ・記録様式を統一的に管理し、対応を組織化します。※I⑤
- ・顧問弁護士及び埼玉県スクールロイヤーへの法律相談を活用するなどして、不当要求から教職員を守ります。※I⑤
- ・「自動応答機能付き電話」を設置し、教職員が集中して業務に取り組む時間を確保するとともに、時間外対応の縮減を図ります。※III

10 フレックスタイム制の活用

● 概要

- ・教職員の多用な働き方を資するよう、勤務時間の柔軟な設定を可能とするフレックスタイム制を活用します。これにより、勤務時間の適正化、生活リズムの安定、健康確保につなげます。

● 具体的取組

- ・授業や会議に支障のない範囲で、始業・終業時刻を調整可能とします。※III
- ・長期休業期間中など、業務の繁閑に応じた勤務時間の調整を認め、長時間勤務の抑制を図ります。※III

1.1 部活動の適正化・地域展開の推進

● 概要

- ・休養日、活動時間の明確化や地域展開を進め、顧問の負担軽減と生徒の健全な活動環境を確保します。
- ・令和7年12月に国が示した新たなガイドラインの「改革実行期間」に沿って、地域展開を段階的に進めます。

● 具体的取組

- ・「朝霞市立中学校における部活動の方針」に基づき、休養日や活動時間を明確にした年間計画を策定します。※Ⅱ③

（部活動の方針）

- 休養日
 - ・週2日以上 of 休養日
 - ・学校閉庁日は休養日
 - ・長期休業日（夏・冬）は連続した1週間程度の休養日
- 活動時間
 - ・平日は2時間程度
 - ・休日は3時間程度

- ・部活動の地域展開を段階的に進め、地域人材の活用を図ります。※Ⅱ③
- ・令和10年度から、土・日曜日の部活動については、原則として地域人材による指導とし、教職員の指導は行わないことを目指します。
あわせて、部活動は勤務時間内での実施を基本とする方向で検討を進めます。※Ⅱ③

（国の新ガイドライン）

改革実行期間（前期：令和8年度～10年度／後期：令和11年度～13年度）

休日の活動：改革実行期間内に、原則、すべての学校部活動で「休日の地域展開」の実現を目指す

平日の活動：課題の整理・検証を行いながら、平日の更なる改革を推進

● 本市の部活動地域展開のロードマップ

- | | | |
|--------|--------|---------------------------|
| 令和7年度 | 課題整理期間 | ・教職員へのアンケート |
| 令和8年度 | } | 地域展開への環境整備・地域団体（運営団体）との連携 |
| 令和9年度 | | |
| 令和10年度 | | 地域活動本格展開 |

～地域展開の概要～

「部活動の地域展開」とはこれまで学校の教職員が担ってきた部活動の指導を地域のクラブ・団体などに担ってもらうことで地域の活動に位置づけることです。

国においては、令和4年12月、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校と地域が連携して活動に移行・発展させる方向性を示しました。このガイドラインに基づき、令和5年度から3年間で「改革推進期間」と位置づけ、教職員の働き方改革や生徒の多様な活動機会の創出を目的に、部活動の地域移行を推進してきました。

令和8年度からは、新たな「改革実行期間」が示され、休日の地域展開を原則とし、平日の活動改革を進める方針が示されています。

本市でも、こうした動きにあわせて「朝霞市部活動の在り方検討会議」を中心に地域展開について協議を進めています。

部活動の地域展開は、教職員の負担軽減や、生徒が専門的な指導を受けられる可能性があるなどのメリットが期待されています。

一方で、地域における受け皿や指導者不足、保護者の費用や送迎の負担といった課題もあることから、本市ではこれらの解決に向けて検討を進めています。

年次段階数値目標(業務量管理関係指標)

KPI 指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
土曜日・日曜日・祝日 出勤率(部活動含む)	6.9 %	6.5 %	6.0 %	5.5 %
テレワーク 利用率	26.4 %	30.0 %	30.0 %	30.0 %

※「土曜日・日曜日・祝日の出勤率」は、対象職員の土日祝日における出勤延日数を、土日祝日の全日数に対象職員数を乗じた値で除して算出

※「テレワーク利用率」は、対象職員のうち、当該年度にテレワークを利用した職員の実人数の割合

第7章 健康確保措置に関する具体的取組

教職員の心身の健康を守ることは、教育活動を持続的に展開する上で不可欠です。本市では、勤務時間管理や相談体制の整備等、既の実施してきた施策を基盤としつつ、更なる改善・拡充を行います。こうした既存の取組と新たな施策を組み合わせ、教職員一人一人の健康確保を一層強化します。

1 勤務時間の把握・管理

● 概要

- ・ICTを活用して、勤務時間を正確に把握し、時間外勤務が過度にならないよう管理します。
- ・過労防止のための施錠時間や定時退勤日の設定、年次有給休暇取得促進などを通じて、教職員の健康を守ります。

● 具体的取組

- ・ICTにより勤務時間を自動集計し、管理職が把握します。
- ・月45時間を超えた場合は本人に通知します。
- ・午後8時最終施錠を徹底します。
- ・午後8時以降在校届の最終届出時刻を午後9時00分までとします。
- ・週1回の定時退勤日を設定します。
- ・計画的な年次有給休暇取得を推進します。
- ・時間外勤務縮減の進捗を定期的に管理します。
- ・フレックスタイム制を活用し、業務の繁閑による勤務負担の平準化を図ります。



2 面談・相談体制

● 概要

- ・勤務時間が基準を超過した教職員に対して、管理職面談を実施し、業務内容や健康状態を確認します。必要に応じて、健康相談の案内等を行います。

● 具体的取組

- ・基準（月45時間）超過者に対しては、管理職が面談を行い、勤務状況や体調を確認します。
- ・必要に応じて、教育委員会が直接ヒアリングを行い、業務内容の見直しや改善を促します。
- ・面談の結果に基づき、健康相談の案内や医療機関との連携を図ります。

3 メンタルヘルス対策

● 概要

- ・ストレスチェックや研修により、教職員自身のセルフケア能力と管理職の対応力を高め、メンタル不調の予防、早期発見、早期対応に努めます。

● 具体的取組

- ・毎年ストレスチェックを実施し、結果を本人にフィードバックします。
- ・セルフケアやストレスマネジメント、ラインケアに関する研修会等の情報を提供します。
- ・管理職研修を通じて、メンタルヘルス不調の早期発見と対応力を高めます。
- ・相談窓口を周知徹底し、必要に応じて活用ができる体制を整えます。
- ・段階的な復職プログラムにより、本人の不安を軽減し、職場復帰を支援します。



4 休暇・意識改革の推進

● 概要

- ・計画的な休暇取得を促進し、定時退勤や休養日を確保することで、教職員の心身の健康維持を図ります。
- ・子育て・介護に関する支援制度の周知も進めます。
- ・フレックスタイム制と組み合わせることで、勤務と家庭生活の両立を支援します。

● 具体的取組

- ・年次休暇・特別休暇を計画的に取得しやすい環境を整備します。
- ・学校閉庁日を夏季休業中や埼玉県民の日に設定し、休養の確実な確保を推進します。
- ・月1回「ふれあいデー」や定時退勤日を設け、定時退勤を促進します。
- ・子育て・介護支援に関する制度案内を配布し、全教職員に周知します。

年次段階数値目標(健康確保措置／ワークライフバランス・働きがい関係指標)

KPI 指標		令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
年次有給休暇取得 日数(平均)		15.7 日	15.0 日	16.1 日	16.3 日	16.5 日
ス ト レ ス ク	高ストレス者	16.0 %	9.2 %	9.0 %	8.5 %	8.0 %
	働きがい	8.2 %	7.2 %	8.5 %	9.5 %	10.5 %

「働きがい」は、ストレスチェックにおいて「大きい」、「やや大きい」と回答した者の割合

年次有給休暇は各年暦年(1月～12月)の平均取得日数

第8章 推進体制と進捗管理（フォローアップ）・評価

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、教育委員会が中心となり、各学校と連携して取組を進めます。

教育委員会に設置されている「朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会^{※3}」が学校現場の意見や課題から改善策を検討します。

各学校は、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、校内の実施責任者を明確にし、教職員間で役割を共有しながら取組を着実に実施します。

その際、学校運営協議会における協議や意見も踏まえ、学校全体として計画的に働き方改革を推進します。

2 進捗管理

教育委員会は各学校から定期的な報告を受け、取組の進捗状況を把握するとともに、負担軽減検討委員会^{※3}を通じて年度内に適宜点検を行い、課題の早期発見と改善に努めます。

また教職員の時間外在校等時間の状況を毎年度把握し、市ホームページで公表するとともに、教育委員会及び総合教育会議において報告します。

時間外在校等時間の把握には、校務支援システムを活用し、その他の通知目標では、ストレスチェック等の結果をもとに進捗を管理します。

進捗管理では、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいるなど課題がある学校について、教育委員会が個別に聞き取りや指導を行い、改善を促します。

好事例や有効な手法は速やかに共有し、各学校が活用できるよう支援します。

3 評価

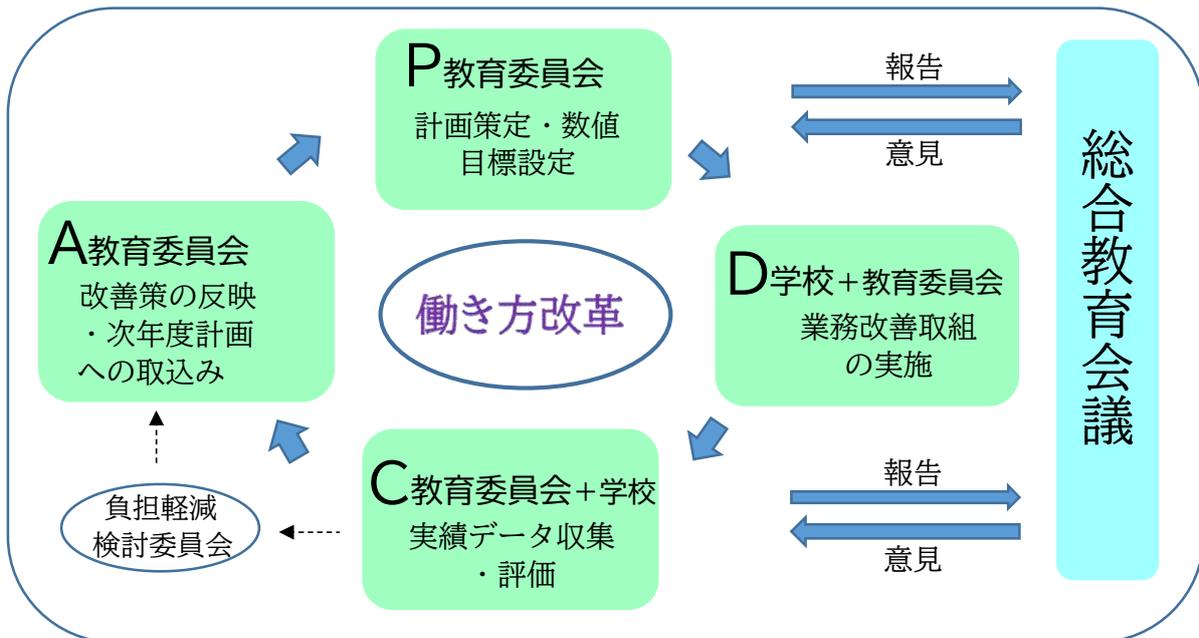
年度末に数値目標の達成度について検証を行い、その結果を教育委員会が公表します。

評価にあたっては、学校現場の声を反映し、必要に応じて計画の見直しを行います。

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。

これらの取組を通じ、計画の実効性を高めるとともに、教職員の業務量管理と健康確保を継続的に改善していきます。

業務量管理・健康確保措置実施計画



※本計画は、市教育委員会が方針を示し支援を行うとともに、各学校が実践・改善を担い、相互に連携して進めることを前提としています。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

(本則関係)

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額¹の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】

・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。
【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

1及び2については、令和8（2026）年4月1日

3については、令和8（2026）年1月1日 【附則第1条関係】

(附則関係)

一 1 箇月時間外在校等時間の削減に関する措置の新設【改正法附則第 3 条関係】

1 政府は、令和 11 年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、1 箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することを目標とし、次の措置を講ずるものとする。

- ① 教育職員 1 人当たりの担当する授業時数を削減すること
- ② 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと
- ③ 公立の義務教育諸学校等の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）に規定する教職員定数の標準を改定すること
- ④ 教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること
- ⑤ 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと
- ⑥ 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと
- ⑦ ①～⑥のほか、教育職員の業務の量の削減のために必要な措置

2 「1 箇月時間外在校等時間」とは、①の時間から②の時間を除いた時間として公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第 7 条第 1 項に規定する指針（上限指針）で定める時間をいう。

- ① 1 箇月の学校の教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することができる時間
- ② 給特法第 6 条第 3 項各号に掲げる日（祝日法による休日や年末年始の休日等をいい、代休日が指定された場合における同項各号に掲げる日を除く。）以外の日における正規の勤務時間

二 公立の中学校における 35 人学級の実現に関する措置の新設【改正法附則第 4 条関係】

政府は、公立の中学校の学級編制の標準を令和 8 年度から 35 人に引き下げよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

三 教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置に関する検討条項の新設【改正法附則第 5 条関係】

政府は、公立の義務教育諸学校等において、その学校全体の教育職員の仕事と生活の調和を実現する上で、学校の管理職員が重要な役割を果たすことに鑑み、学校の管理職員及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会による、当該教育職員がそれぞれ担当する業務についての見直しに係る措置その他の当該教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四 その他【改正法附則第 6 条関係】

公立の義務教育諸学校等（幼稚園を除く。）の教育職員の勤務条件の更なる

資料1

改善のための措置に関する検討条項（改正法附則第6条）について、当該教育職員の勤務の状況について調査を行う旨を規定するものとする。

学校と教師の業務の3分類

教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。

これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

I 学校以外が担うべき業務	II 教師以外が積極的に参画すべき業務	III 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
<p>①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</p> <p>②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理（公会計化）</p> <p>④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p> <p>※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築</p>	<p>⑥調査・統計等への回答 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施</p> <p>⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画</p> <p>⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討</p> <p>⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討</p> <p>⑩校舎の開錠・施錠 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進</p> <p>⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 地域住民等の支援や輪番等を促進</p> <p>⑫校内清掃 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進</p> <p>⑬部活動 部活動の地域展開・地域連携を推進</p> <p>※専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画</p>	<p>⑭給食の時間における対応食に関する指導については、栄養教諭等が対応</p> <p>⑮授業準備 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進</p> <p>⑯学習評価や成績処理 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進</p> <p>⑰学校行事の準備・運営 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討</p> <p>⑱進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進</p> <p>⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応 専門スタッフとの協働等を促進</p>

朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会設置要綱

平成31年2月21日要綱第12号

朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会設置要綱（平成26年朝霞市要綱）の全部を改正する。

（設置）

第1条 教職員が意欲をもって教育活動に取り組めるよう、朝霞市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）の負担軽減のための取組方策について検討する朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- （1）小・中学校における業務の改善に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、小・中学校における教職員の負担軽減に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、9人以内で組織する。

- 2 委員は、別表第1に掲げる者の中から、教育長が委嘱し、又は任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、学校教育部長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長1人を置き、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の年度末までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず特別の事情があるときは、教育長は任期満了前に委員を解職し、又は解任することができる。

（部会）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会員は、別表第2に掲げる者の中から委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、教育管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

No.	所属・職
1	学校教育部長
2	教育総務課長
3	教育指導課長
4	教育管理課長
5	学校給食課長
6	朝霞市小学校長会代表
7	朝霞市中学校長会代表
8	朝霞市教頭会代表 (小・中学校教頭)

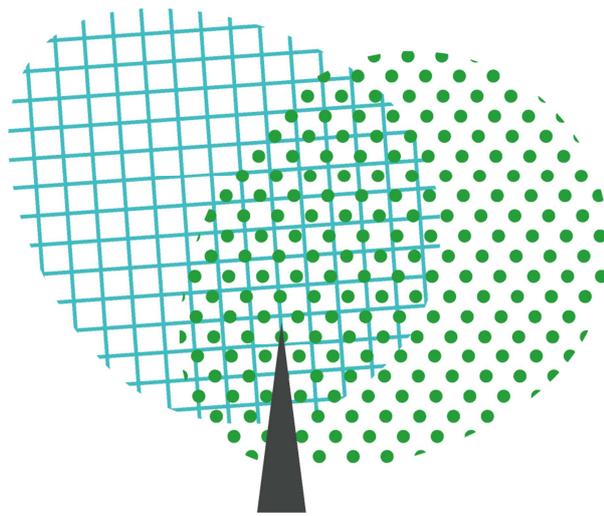
別表第2 (第6条関係)

No.	所属・職
1	小・中学校校長
2	小・中学校教頭
3	小・中学校主幹教諭
4	小・中学校教諭
5	小・中学校養護教諭
6	教育指導課長補佐
7	教育指導課指導主事

用語の解説

No.	用語	定義・解説
1	教職員	市立小・中学校に勤務する教育職員及び事務職員等。
2	業務量管理	教育委員会及び校長が教職員の業務量を適切に把握・管理し、長時間勤務を防止するために行う取組。
3	健康確保措置	教職員の心身の健康を保持するため、業務量管理と一体的に実施される取組。 勤務時間管理、面談、健康相談、休暇取得促進などを含む。
4	業務の3分類	文部科学省が示す「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に担うべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の3分類
5	属人化	特定の教職員が特定業務を固定的に担当し、引継ぎが困難な状態。
6	ローテーション	教職員が特定業務を交替で担当する仕組み。業務の属人化を防ぎ、組織的力量を向上させる。
7	I C T活用	校務支援システムやデジタル教材等を活用し、業務効率化と教育の質向上を図る取組。
8	校務支援員	教職員の補助的業務を担う支援スタッフ。教材準備・印刷・データ整理などを担当。
9	フレックスタイム制	1週間から4週間の範囲内で、始業、終業時間を柔軟に決められる勤務制度。業務の繁閑や個人事情に応じて活用する。
10	テレワーク	自宅等でI C T機器を用いて校務を行う勤務形態。
11	健康相談	教職員が心身の不調を感じた際に、産業医等に相談できる体制。
12	面談（勤務時間超過者面談）	月45時間等の基準を超えた教職員に対し、校長等が行う業務・健康確認のための面談。
13	ストレスチェック	教職員自身のストレス状態を把握するために年1回実施する調査。結果は本人にフィードバックされる。
14	学校閉庁日	学校業務を完全に停止し、教職員が一斉に休養を確保する日。夏季休業中や県民の日等に設定。
15	定時退勤日	教職員が定時に退勤し、長時間勤務を抑制する日。週1回程度を目安に各学校が設定。

16	K P I	主要業績評価指標 業務改善や勤務時間縮減等の進捗を定量的に評価する指標。
17	フォローアップ	計画の実施譲許を定期的に確認し、改善・見直しを行う仕組み。
18	在校時間	教職員が学校に在校している総時間。授業や校務、休憩時間を含む。
19	勤務時間	法令で定められた所定勤務時間。 1日7時間45分、週38時間45分。
20	在校等時間	教職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間を外形的に把握することができる時間。在校時間に加え、出張や研修等の校外勤務時間を含めたもの。
21	時間外在校等時間	在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間。 校務支援システムにより確認。
22	学校運営協議会	学校運営に地域住民や保護者が参加する仕組みで、法律に基づき、教育委員会が学校に設置する機関。
23	偏在	業務が特定の教職員や分掌に集中し、負担が不均衡となっている状態をいう。業務の平準化が必要である。



心 あ さ し ん さ か フロント あ さ か

第1期 朝霞市立小・中校教職員
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年 月発行

発行 朝霞市教育委員会

編集 教育管理課

埼玉県朝霞市本町1-1-1

電話 048-463-1111 (代表)

URL <http://www.cty.asaka.lg.jp>